

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-02-01	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	建築紛争相談	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	村山
		担当者名	古宇田	内線	2838
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）		01-03-01	建築紛争相談事務費		
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業 ●それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 53年度		根拠	荒川区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例及び施行規則等	
終期設定	○有 ●無		法令等		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	IV	環境先進都市		
	政策	08	良好で快適な生活環境の形成		
	施策	02	快適な住環境の形成		
目的	中高層建築物の建築に伴い生じる日照障害や電波障害、工事被害等、関係住民と建築主との間の紛争を予防又は調整し、地域における健全な生活環境の維持及び向上を図る。				
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ10mを超える建築物（中高層建築物）の建築主及び関係者（延べ面積10,000㎡を超える場合は都扱い） ・中高層建築物の敷地境界線から、その高さの2倍の範囲内にある土地又は建築物の権利者及び居住者 ・中高層建築物による電波障害の影響を受ける者 				
内容	<p>電話及び窓口にて、随時相談を受付。建築紛争相談員が対応し、助言・指導などを行っている。専門的助言、指導を必要とするケースについては、建築紛争調整員が対応する（原則月曜日、事前予約制）。なお、当事者間の話し合いでは解決する見込みがなく、双方から紛争調整の申出があった場合に、建築紛争調整員があっせんを行う。あっせんでは、当事者双方の主張の要点を確かめ、紛争の解決を図る。あっせんによっても解決の見込みが無い場合は、あっせんを打ち切り、調停に移行するよう勧告することができる。</p> <p>1 建築紛争調停委員（任期2年） 会長 1人 委員 5人 2 建築紛争調整員（任期2年） 6人 3 調停委員会議、調整員会議 4 特別区調停委員等連絡協議会、特別区調停委員等連絡協議会第二ブロック会</p>				
経過	<p>都市部における土地の高度利用化の進展に伴う、日照紛争や電波障害といった建築紛争に対する問題解決を図るため、昭和51年の建築基準法改正を契機に、中高層建築物への高さ制限には東京都日影規制条例が、紛争調整には紛争予防条例が制定され、双方セットの一貫した日照問題対策として昭和53年度からスタートした。</p> <p>S53. 12. 7 荒川区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例制定 S54. 2. 15 荒川区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則制定 S57. 7. 9 荒川区建築紛争調整員設置要綱制定 H19. 9. 27 条例改正（建築主の説明会への出席を義務化） H20. 5. 30 条例施行規則改正</p> <p>※27. 4. 1 近隣まちづくり推進事業から統合（専門相談・コンサルタント派遣2件）</p>				
必要性	専門的な立場からの意見を聞ける場は区民にとって重要である。また、調停委員会は国が利用促進に期待を寄せている裁判外紛争解決(ADR)機関であり、裁判所における判決手続きとは異なり、専門性を発揮しつつ、簡易、迅速な処理を目的としている。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員)				

(単位：千円)

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
予算額	2,780	2,780	2,770	2,526	2,405	2,405	2,827	
①決算額(27年度は見込み)	2,027	1,958	2,147	2,180	2,284	1,913	2,827	
②人件費等	7,250	7,901	12,280	8,323	5,732	7,707		
③減価償却費		7,117	6,687	6,938	5,746	5,852		
【事務分担量】(%)	245	245	215	215	170	180		
合計(①+②+③)	9,277	16,976	21,114	17,441	13,762	15,472	2,827	
特定財源の推移	国							
	都							
	その他							
	一般財源	9,277	16,976	21,114	17,441	13,762	15,472	2,827
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	中高層相談件数	148	233	340	375	536	554	
	あっせん件数	0	0	0	0	2	0	
	専門相談件数	9	10	8	6	5	9	
	サポーター派遣件数	40	58	88	41	27	26	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	委員報酬	2,111	報酬	委員報酬	1,725	報酬	委員報酬	2,312
負担金補助等	特別区・第二ブロック	119	旅費	費用弁償	45	報償費	コンサルタント派遣等	172
旅費	費用弁償	46	需用費	事務用品	24	旅費	費用弁償	61
需用費	賄い・図書購入	8	負担金補助等	特別区・第二ブロック	119	需用費	賄い・事務用品	32
						委託料	専門相談委託	131
						負担金補助等	特別区・第二ブロック	119

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	中高層建築物相談件数	375	536	554	545	489	目標値は24～26年度の平均
②	あっせん物件解決率（％）	0	50	0	100	100	あっせん物件件数が0の場合、解決率は0とした
③							

（問題点・課題 指標分析）	「荒川区大規模マンションの建設計画に係る地域における生活環境の配慮のための事前協議等に関する条例」や「荒川区住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例」の整備により、近隣住民への周知等一定の調整ができたが、住民の権利意識の高まりから、相談内容は複雑でより専門的になっている。						
	他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）					

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	荒川ルール条例の担当課及び関係各課との情報交換を緊密にする。	荒川ルール条例の担当課より建築計画書等受理の情報提供を受け、情報の共有化を図った。	引き続き荒川ルール条例の担当課及び関係各課との情報交換を緊密にしていく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	生活環境の変化に不安を持つ住民が、専門家からの意見を聞ける場として重要である。

況議 （要 会 質 問 状）	OH20 一定 地上デジタルテレビ放送移行に伴う問題について
-------------------------------	--------------------------------

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-02-02	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	建築審査会	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	村山
		担当者名	古宇田	内線	2838
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-05-01	建築審査会事務費			
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業 ●それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 58年度		根拠	建築基準法第78条	
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	荒川区建築審査会条例	
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	IV 環境先進都市			
	政策	08 良好で快適な生活環境の形成			
	施策	02 快適な住環境の形成			
目的	建築基準法に基づく特定行政庁等の業務が正しく執行されるように設けられた建築審査会の円滑な運営を図る。				
対象者等	荒川区内に建物を建築する建築主、当該建築物の関係権利者。 建築基準法による処分又はこれに係る不作為に不服がある者。				
内容	<p>1 建築審査会の職務①建築基準法による特定行政庁の許可等に対する同意 ②特定行政庁、建築主事、建築監視員若しくは指定確認検査機関の処分又はこれに係る不作為に対する審査請求（不服申立て）についての裁決 ③特定行政庁の諮問に応じた重要事項の審議 ④建築基準法の施行に関する事項についての関係行政機関に対する建議</p> <p>2 建築審査会委員（任期2年）会長 1人・委員 4人・専門調査員 1人</p> <p>3 建築審査会の開催 年10回（H26年度予算）</p> <p>4 その他会議 全国建築審査会長会議、特別区建築審査会委員等連絡協議会、特別区建築審査会委員等連絡協議会第二ブロック会会議</p> <p>* 昭和57年、地方自治法及び建築基準法施行令149条の一部改正により、特別区に建築審査会を設置、昭和58年度からスタートした（都から区への権限の移譲）。建築審査会の運営は事務の効率化を図るため、二ブロックで委員を共通とし共同運営を行っている。</p>				
経過	<p>昭和57年、地方自治法及び建築基準法施行令149条の一部（特別区の特例）の改正により、特別区に建築審査会が設置され、昭和58年度からスタートした（都から区への権限の移譲）。</p> <p>S58. 3. 23 荒川区建築審査会条例制定</p> <p>S63. 12. 23 荒川区建築審査会運営規程制定</p> <p>H11. 4. 20 建築基準法第43条第1項ただし書許可審査基準制定（建築課）</p> <p>H14. 3. 28 荒川区近隣まちづくり推進制度についての答申</p> <p>H19. 4. 24 荒川区近隣まちづくり推進制度改正についての報告</p> <p>H27. 4. 1 荒川区建築審査会条例一部改正</p>				
必要性	建築審査会は、建築基準法に基づき設置を義務付けられている。特に建築基準法に基づく処分の取消訴訟との関係においては、専門的、技術的性格を有するものであるため審査請求前置主義を採用していることもあり、必要性は極めて高い。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員）				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		1,746	1,736	1,703	1,619	1,767	1,817
①決算額（27年度は見込み）		1,411	1,437	1,482	1,225	783	640	1,615
②人件費等		4,561	4,918	3,388	3,711	2,676	4,544	
③減価償却費			2,034	1,711	1,775	1,859	2,113	
【事務分担量】（%）		70	70	55	55	55	65	
合計（①+②+③）		5,972	8,389	6,581	6,711	5,318	7,297	1,615
特定財源	国							
	都							
	その他							
一般財源		5,972	8,389	6,581	6,711	5,318	7,297	1,615
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	建築審査会開催数	8	9	9	8	3	2	
	同意案件件数	3	6	7	16	2	2	
	審査請求件数	1	2	1	1	0	0	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	委員報酬	474	報酬	委員報酬	333	報酬	委員報酬	1,251
負担金補助等	特別区・第二ブロック	158	旅費	費用弁償・全国会議	114	報償費	裁決書作成料	119
報償費	裁決書作成料	59	需用費	事務用品・図書購入	45	旅費	費用弁償	6
旅費	費用弁償・全国会議	57	負担金補助等	全国・特別区・第二ブロック	148	需用費	事務用品・図書購入	50
需用費	事務用品	35				役務費	速記録手数料	58
						負担金補助等	全国・特別区・第二ブロック	128

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 同意案件件数	16	2	2	2	2	目標値は、予測値として算定
	② 審査請求件数	1	0	0	1	1	目標値は、予測値として算定
	③						

問題点・課題 (指標分析)	安心・安全な生活環境を求める住民環境の高まりから、建築行政に対する要望や期待は高まる一方であり、景観や眺望権を主張する審査請求事件が増加傾向にある。また、民事と建築基準法との関係など、解決が難しい問題も増えてきている。その他、民間確認機関が増えたことにより、営利目的からトラブルに発展する事例も見られる。事務局として、いつ提起されてもいように備えておく必要がある。						
	他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)					

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む 具体的な改善内容	平成26年度に実施した 改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	法に基づく同意案件や審査請求の提起に、建築審査会事務局として体制を整備する。	提起された同意案件について、建築審査会事務局として、迅速に対応するよう努めた。	引き続き、法に基づく同意案件や審査請求の提起に、建築審査会事務局として体制を整備していく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	法に基づく同意、審査請求による裁決を行う機関として必要である。

況議 (要旨) 会質 問状	
------------------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-02-03	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	住宅等取得資金融資あっ旋事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	村山
		担当者名	石坂・松島	内線	2838
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）		01-02-03	住宅等取得資金融資あっ旋事業費		
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業 ●それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 60年度		根拠	荒川区住宅等取得資金融資あっ旋事業要綱	
終期設定	○有 ●無 年度		法令等		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	IV 環境先進都市			
	政策	08 良好で快適な生活環境の形成			
	施策	02 快適な住環境の形成			
目的	荒川区が実施する街づくり事業の施行により、関係権利者が、当該事業の制度だけでは住宅等の取得が困難な場合に、区が金融機関に住宅等の取得に必要な資金の融資をあっ旋するとともに利子補給を行い、関係権利者の生活の安定を図り、対象事業の円滑な推進を促すことを目的とする。				
対象者等	対象となる街づくり事業に協力する方で、街づくり事業に係る補助制度だけでは、住宅等の取得に係る資金を自力により調達することが困難な方等				
内容	1. 利子補給率 : 1.2% 利子補給期間 : 15年以内（据置期間1年を含む）				
	2. 本人負担率 : 住宅ローンの利率から補給利率を差し引いた利率				
	3. 対象事業 : ①町屋駅前地区市街地再開発事業 ②都市計画道路事業補助線街路306号 ③都市計画道路事業補助線街路107号 ④荒川地区環境改善事業 ⑤東日暮里五丁目地区第一種市街地再開発事業 ⑥都市計画道路事業補助線街路第331号 ⑦区長が特に必要と認めた方				
経過	昭和60年度 : 環境改善事業移転資金融資あっ旋要綱				
	平成元年度 : 荒川区住宅等取得資金融資あっ旋事業要綱				
	平成8年度 : 補給利率の引き下げ（2.5%→1.5%）				
	平成11年度 : 補給利率・補給期間ともに引き下げ（1.5%→1.2% 25年→20年）				
	平成12年度 : 補給期間の引き下げ（20年→15年）				
必要性	区の街づくり事業の実施に当たり、事業に係る補助制度だけでは住宅等の取得が困難な関係権利者の生活の安定性を確保する必要がある。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員）				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
予算額	12,847	11,279	10,094	9,283	9,262	9,990	8,620	
①決算額（27年度は見込み）	10,168	8,762	7,576	6,600	5,734	4,982	8,620	
②人件費等	529	436	1,543	684	456	296		
③減価償却費		145	467	484	406	325		
【事務分担量】（%）	10	5	15	15	12	10		
合計（①+②+③）	10,697	9,343	9,586	7,768	6,596	5,603	8,620	
特定財源	国							
	都							
その他								
一般財源	10,697	9,343	9,586	7,768	6,596	5,603	8,620	
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	利子補給率	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%
	利子補給期間	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年
	融資実行額（千円）	0	0	0	24000	30000	0	180000
	利子補給件数	56	56	54	50	48	44	50

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	融資あっ旋利子補給	5,734	負担金補助等	融資あっ旋利子補給	4,982	負担金補助等	融資あっ旋利子補給	8,620

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 融資実行件数（新規）	1	1	0	6	1	H27年度は予測値
	② 利子補給件数	50	48	44	50	51	27年度は26年度～27年度までに繰上返済がない場合の推定値
	③						

（問題点・課題分析）	まちづくり事業を円滑に推進するための事業であり、継続を要するが、低金利により利子補給利率を下回るケースもある。
	（実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	経理課と連携を図り、本制度を適切に有効活用する。	経理課と連携を図り、本制度を適切に有効活用できた。	都市計画事業に係る用地取得を所管する用地係と連携を図り、本制度の対象者への周知を含め、適切に有効活用する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	区のみちづくり事業を円滑に推進するために必要である。

況議 （要 会 質 問 状	
------------------------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-02-04	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	住宅建替え資金融資あっ旋事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	村山
		担当者名	石坂・松島	内線	2838
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-02-01	住宅建替え資金融資あっ旋事業費			
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業 ●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成	4年度	根拠	荒川区住宅建替え資金融資あっ旋事業実施要綱	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	IV	環境先進都市		
	政策	08	良好で快適な生活環境の形成		
	施策	02	快適な住環境の形成		
目的	区内で老朽住宅（減価償却資産の耐用年数等に関する省令〈昭和40年大蔵省令第15号〉に定める耐用年数の2/3を経過した住宅）を除却し、建替え等を行う方に、住宅の取得に必要な資金の一部を、区が金融機関に融資あっ旋するとともに、一定期間利子の一部を補給することにより、住宅の防災性の向上を促進し、もって、良好な住環境の形成に資することを目的とする。				
対象者等	① 除却しようとする老朽住宅の所有者又はその親族であること ② 申込者が住民税等を滞納していないこと ③ 申込時の年齢が満20歳以上満70歳以下、返済完了時の年齢が満80歳以下の方 ④その他				
内容	1 融資限度額 2,000万円 2 利子補給率 1.5% 3 利子補給期間 融資契約期間の前半分（最長10年） 4 本人負担利率 住宅ローンの利率から補給利率を差し引いた利率 5 対象住宅 ① 老朽住宅から耐震性を満たす耐火建築物等の住宅への建替え等であること ② 取得しようとする住宅の所有者又はその親族が居住すること ③ 併用住宅も可（ただし、住宅部分の面積2分の1以上） ④ 老朽住宅又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める簡易建物でないこと ⑤ 取得する住宅が、取扱金融機関の定める条件に該当するものであること ⑥ 取得する住宅が、法その他関係法令の規定に適合するものであること ⑦ その他				
経過	平成8年度：補給利率引き下げ（2.0%→1.2%） 平成10年度：補給利率引き下げ（1.2%→0.9%） 平成12年度：補給期間引き下げ（13年→10年） 平成23年度（12月6日以降）：旧耐震基準の住宅等への補給率を引き上げ（0.9%→1.2%） 平成25年度：老朽住宅の除却を伴うことが必須条件となる。 名称変更（住宅建設・購入資金→住宅建替え資金） 補給利率引き上げ（0.9%又は1.2%→1.5%） H25年12月1日 融資実行日の制限を廃止				
必要性	区内で老朽住宅を除却し、建て替え等を希望する者に融資あっ旋と利子補給をすることで、住宅の防災性の向上を促進し、良好な住環境の形成を進めていく必要がある。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員）				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		120,666	101,031	69,006	52,946	56,400	48,344
①決算額（27年度は見込み）		71,697	60,962	48,753	37,770	31,359	28,144	41,514
②人件費等		1,588	1,308	1,241	2,052	2,947	2,728	
③減価償却費			436	1,400	1,452	1,859	1,951	
【事務分担量】（%）		30	15	45	45	55	60	
合計（①+②+③）		73,285	62,706	51,394	41,274	36,165	32,823	41,514
特定財源の推移	国							
	都							
	その他							
	一般財源	73,285	62,706	51,394	41,274	36,165	32,823	41,514
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	利子補給率（一般/旧耐震）	0.9%	0.9%	0.9% / 1.2%	0.9% / 1.2%	1.5%	1.5%	1.5%
	最長利子補給期間	10年	10年	10年	10年	10年	10年	10年
	実行件数/あっ旋件数	35/36	28/30	10/12	27/29	6/7	3/4	30/30
	融資実行額（千円）	669,400	518,500	186,850	506,450	107,500	60,000	600,000

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	融資あっ旋利子補給	31,353	需用費	消耗品費	7	需用費	消耗品費	11
需用費	消耗品費	6	負担金補助等	融資あっ旋利子補給	28,137	負担金補助等	融資あっ旋利子補給	41,503

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
標	① あっ旋件数	29	7	4	30	30	目標値は予測値
	② 融資実行件数	27	6	3	30	30	目標値は予測値
	③						

（問題点・課題 指標分析）	平成25年度に融資あっ旋の目的を区内定住化から老朽住宅の建て替えに変更した。 老朽住宅の除却を条件としたことや住宅ローンが低金利なことから、申請件数が減少した。
	（実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区）
他区の実 施状況	

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む 具体的な改善内容	平成26年度に実施した 改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	提携する金融機関を通じて事業のPRを図り、老朽住宅の建替えを促進する。	H27年3月に開催された金融機関説明会において事業説明を行った。	老朽住宅の建替えをさらに促進させるため、密集事業や不燃化促進事業と連携していく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	老朽住宅の建替えにあわせた融資あっ旋によって地域の防災性の向上を図る必要がある。

況議 （要 旨） 会 質 問 状	
------------------------------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-02-05	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	住宅増・修築資金融資あっ旋事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	村山
		担当者名	石坂・松島	内線	2838
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-02-02	住宅増・修築資金融資あっ旋事業費			
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業 ●それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 53年度		根拠	荒川区住宅増・修築資金融資あっ旋事業要綱	
終期設定	○有 ●無 年度		法令等		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	IV 環境先進都市			
	政策	08 良好で快適な生活環境の形成			
	施策	02 快適な住環境の形成			
目的	荒川区が区内に居住する区民に対し、住宅の増築、修築、又はアスベストの除去等に係わる改修工事に必要な資金の融資をあっ旋するとともに利子補給することにより、区民の住宅の改善に資することを目的とする。				
対象者等	一定の所得以下で、区内にある住宅に、現に引き続き1年以上居住し、住宅の増築、改修、アスベストの除却等に係わる改修工事に要する資金を必要とする方等				
内容	1 融資あっ旋額 20万円～500万円 2 利子補給率 ①外壁・屋根の修繕工事又は高齢者及び心身障害者同居世帯：1.2% ②一般世帯（①以外の世帯）：0.9% 3 本人負担率 住宅ローンの利率から補給利率を差し引いた利率 ①外壁・屋根の修繕又は高齢者・身障者：1.8% ②一般世帯（①以外の世帯）：2.1% 4 返済期間 7年以内（据置期間3ヶ月を含む）				
経過	平成7年度 一般：1.80% 高齢者・身障者：2.25% 平成8年度 一般：1.40% 高齢者・身障者：1.75% 平成9年度 一般：1.20% 高齢者・身障者：1.50% 平成10年度 一般：0.90% 高齢者・身障者：1.20% 平成17年度 アスベスト除去を追加 平成23年度（12月6日以降）外壁・屋根の修繕工事を0.90%から1.20%に拡充				
必要性	住宅の増修築に際して、資金を必要とする区民には、融資のあっ旋と利子補給をすることで住宅の改善を支援する必要がある。特に、住宅の外壁・屋根の修繕工事を促すことは、災害時における防災性の向上に資するため必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員）				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		2,366	1,172	852	763	904	677
①決算額（27年度は見込み）		41	63	117	98	96	75	621
②人件費等		529	436	545	955	311	296	
③減価償却費			145	778	807	237	325	
【事務分担当量】（%）		10	5	25	25	7	10	
合計（①+②+③）		570	644	1,440	1,860	644	696	621
特定財源の推移	国							
	都							
	その他							
	一般財源	570	644	1,440	1,860	644	696	621
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	利子補給率（一般世帯/その他）	0.9% / 1.2%	0.9% / 1.2%	0.9% / 1.2%	0.9% / 1.2%	0.9% / 1.2%	0.9% / 1.2%	0.9% / 1.2%
	利子補給期間	7年	7年	7年	7年	7年	7年	7年
	実行件数/あっ旋件数	1/1	3/3	0	0	1/1	0	9/9
	融資実行額（千円）	3,100	10,000	0	0	2,000	0	45,000

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	融資あっ旋利子補給	96	負担金補助等	融資あっ旋利子補給	75	負担金補助等	融資あっ旋利子補給	621

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 融資実行件数	0	1	0	9	9	目標値は予測値
	②						
	③						

（問題点・課題分析）	低金利が続いていることもあり、申請件数が少ない。
	（実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	住宅の耐震改修を促進するため、HP等により、事業のPRに努める。	HPに加え、区報によってもPRに努めたが、申請には至らなかった。	引き続き、住宅の耐震改修を促進するため、HP等によりPRに努めるとともに建築事務所協会等を通したPRにも努める。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	住宅の耐震改修にあわせた融資あっ旋によって、地域の防災性の向上を図る必要がある。

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-02-06	戦略プラン	○協働	●業務	○財務	○人事
事務事業名	都市防災不燃化促進事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	小林	担当者名	前川・大沼
				内線	2821		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-03-01	都市防災不燃化促進事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成	58年度	根拠	社会資本整備総合交付金交付要綱			
終期設定	●有 ○無	30年度	法令等				
実施基準	○法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準		計画区分	●計画		○非計画	
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市				
	政策	11	防災・防犯のまちづくり				
	施策	03	災害に強いまちづくりの推進				
目的	大規模地震等により発生する市街地火災から避難する住民を守り、防災上重要な避難路・避難地の安全性を確保するため、その周辺地域を不燃化促進区域に指定し、耐火建築物の建築費用の一部を助成することにより不燃化促進を図る。それにより、市街地火災の延焼拡大を防ぎ、住民の生命・財産を守る。						
対象者等	事業期間内に「不燃化促進区域(避難路沿道から幅員30m、避難地周辺から周囲120mの区域)」に指定された地区内で、2階建て以上かつ高さ7m以上の耐火建築物を建てる者。※宅地建物取引業者等は除く。						
内容	* 不燃化助成制度の内容 (1) 基本助成 1～3階までの延べ床面積に応じて助成。最低保障額200万円。＜国・都・区＞ (2) 加算助成 ①除却助成費＜国・都・区＞②三世帯住宅＜国・区＞(120万円) ③仮住居費＜国・都・区＞(48万円)④賃貸用共同住宅＜区単＞(100万円) ⑤共同・協調建替え＜区単＞(100万円) ⑥住宅型不燃建築物助成 ＜国・都・区＞(4階以上の住戸面積に応じて助成)						
経過	昭和58年 7月 荒川区都市防災不燃化促進事業助成金交付要綱制定 助成額最低保障・共同化加算制度実施 昭和60年 4月 三世帯住宅加算制度実施 平成元年 5月 協調建替え加算制度、仮住居費助成制度実施 平成 4年 4月 賃貸用共同住宅加算制度、住宅型不燃建築物助成制度実施 平成21年 3月 荒川区防災密集地域総合整備事業制度要綱 及び荒川区都市防災不燃化促進事業助成金交付要綱制定 平成26年 4月 荒川区都市防災不燃化促進事業助成金交付要綱改正（除却助成費の新設） ＜事業実施地区＞ 補助90号線第二:H11.4～31.3						
必要性	建築主に建築費用の一部助成を行う本事業は、耐火建築物へと建替促進を誘導する効果が大きく、不燃化促進の指標である不燃化率を早期に向上させるためにも実施し続ける必要がある。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員)						

(単位：千円)

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算額		41,628	39,532	50,626	31,618	21,856	15,417	31,782
①決算額(27年度は見込み)		14,579	22,465	49,952	2,984	16,726	7,859	31,782	
②人件費等		14,581	9,209	9,379	8,072	5,298	8,793		
③減価償却費			6,972	6,842	5,647	2,704	3,901		
【事務分担量】(%)		305	240	220	175	80	120		
合計(①+②+③)		29,160	38,646	66,173	16,703	24,728	20,553	31,782	
特定財源	国								
	都	都市防災総合推進事業費	7,000	9,630	23,070	1,368	1,520		
	都	都市防災総合推進事業費	3,700	4,815	10,935	684	1,520		
	その他								
一般財源		18,460	24,201	32,168	14,651	21,688	20,553	31,782	
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	放射12号線(補助107号)地区(件数)	0	-	-	-	-	-	-	
	補助90号線地区(件数)	2	2	3	1	2	-	-	
	補助90号線第二地区(件数)	1	1	4	0	0	1	2	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	非常勤職員報酬	2,285	報酬	非常勤職員報酬	2,363	旅費	研修会旅費	59
共済費	非常勤職員共済費	311	共済費	非常勤職員共済費	321	需用費	消耗品購入等	189
需用費	消耗品購入等	119	旅費	研修会旅費	32	負担金補助等	建設補助金	31,534
負担金補助等	都市防災推進協議会	40	需用費	消耗品購入等	68			
委託料	調査委託（繰越明許）	4,589	負担金補助等	建設補助金	5,076			
負担金補助等	建設補助金（事故繰）	9,348						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 地区不燃化率(%)	37.1	37.4	37.6	38.0	38.7	耐火・準耐火建築面積/総建築面積 H30年度 40%
	②						
	③						

（問題点・課題 指標分析）	・補助90号線第二地区において延焼遮断帯の機能を発揮する不燃化率40%が達成されていない。
	（実施 19 区 未実施 3 区 不明 0 区）
他区の実 施状況	

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む 具体的な改善内容	平成26年度に実施した 改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	事業延伸についてホームページやチラシの各戸配布等により事業及び助成制度の周知に努める。	ホームページや各戸配付などにより周知を行ったことで、相談件数が増加してきた。	引き続き事業及び助成制度の周知への組みを進めるとともに、新たに事業周知パンフレットの作成を行う。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	延焼遮断帯を形成するため、本事業を推進する。

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-02-07	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	密集住宅市街地整備促進事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	小林
		担当者名	大沼・大内・松田	内線	2821
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-95-98	密集住宅市街地整備促進事業費			
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 62年度		根拠	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	
終期設定	●有 ○無 32年度		法令等		
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画	
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市		
	政策	11	防災・防犯のまちづくり		
	施策	03	災害に強いまちづくりの推進		
目的	木造住宅が密集し公共施設（道路・公園・広場等）が未整備な地域において、建替え支援による住環境の整備、避難路周辺等の不燃空間の形成及び公共施設の整備など面的な整備を行うことにより、地域の防災性を向上させるとともに良質な住環境への改善を図る。				
対象者等	荒川五・六丁目地区、町屋二・三・四丁目地区、荒川二・四・七丁目地区、尾久地区の老朽家屋等で共同建替等の建築主、当該地区における主要生活道路の拡幅整備事業等に係る沿道建替等の建築主等。				
内容	①老朽住宅等の建替促進 老朽家屋の共同建替え等を行う建築主に対して、既存建物の除却・整地費、共同建築物の設計費、廊下・階段等の共同施設整備費の一部を助成する。 ②延焼遮断帯形成事業 密集市街地における優先整備路線にて比較的小規模で実現可能性の高い延焼遮断帯を形成し、火災が発生した時の市街地大火の拡大を防止するため、沿道建替を行う建築主に対して、既存建物の除却・整地費、設計・監理費、外壁等の共同施設整備費の一部を助成する。				
経過	荒川五・六丁目地区（昭和62年11月6日整備計画大臣承認～平成32年度） 33.6ha 町屋二・三・四丁目地区（平成11年1月29日整備計画大臣承認～平成32年度） 43.5ha 荒川二・四・七丁目地区（平成17年12月27日整備計画大臣承認～平成32年度） 48.5ha 尾久地区（平成21年3月31日整備計画大臣承認～平成32年度） 164.2ha （平成27年4月 不燃化特区整備促進事業に統合）				
必要性	事業地区は、行止り道路や細街路が多く、狭隘な敷地に老朽木造住宅が密集しており、防災まちづくりを効果的に進めるため、密集住宅市街地整備促進事業や不燃化促進事業等の施策を重層的に展開し、地域の防災性と住環境の向上を図る必要がある。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員）				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）								
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
予算額		118,414	113,950	92,635	150,223	202,216	43,974	0	
①決算額（27年度は見込み）		75,324	73,962	82,989	131,823	126,677	16,426	0	
②人件費等		51,107	46,234	48,730	48,835	61,083	51,338		
③減価償却費			20,771	23,636	21,137	25,485	22,107		
【事務分担量】（%）		778	715	760	655	754	680		
合計（①+②+③）		126,431	140,967	155,355	201,795	213,245	89,871	0	
特定財源	国	密集住宅市街地整備促進事業費	12,480	14,560	21,708	40,004	34,239		
	都	密集住宅市街地整備促進事業費	13,281	12,002	14,214	22,480	19,118		
	その他								
	一般財源		100,670	114,405	119,433	139,311	159,888	89,871	0
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	不燃建築物への建替助成	1戸	1戸	1戸	1戸	1戸	1戸	6戸	
	公園等の整備	2ヶ所	2ヶ所	0ヶ所	1ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	4ヶ所	
	主要生活道路の整備	1ヶ所	5ヶ所	4ヶ所	4ヶ所	5ヶ所	7ヶ所	10ヶ所	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	事業推進活動委託他	82,108	報酬	非常勤職員報酬	2,642			
負担金補助等	建設事業補助金	23,685	共済費	非常勤職員共済費	132			
財産購入費	用地取得費	17,129	旅費		201			
報酬	非常勤職員報酬	2,633	需用費	消耗品購入費等	284			
役務費	土地鑑定評価委託	698	負担金補助等	建設事業補助金	13,167			
需用費	消耗品購入費等	273						
共済費	非常勤職員共済費	132						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 不燃領域率（密集事業地区）（%）	57.1	58.8	59.1	59.4	65.0	土地面積に対する耐火・準耐火建築面積、空地等の比率
	② 空地率（密集事業地区）（%）	13.7	13.8	13.8	14.0	15.0	土地面積に対する道路（全て）、公園等の比率
	③						

（問題点・課題 指標分析）	事業地区の周辺は都市計画道路等が困っており、道路沿道は不燃建替えがある程度進んでいるが、道路の後背地は老朽木造の建築物が建てこみ、狭隘な敷地や不接道、公園・広場等の公共施設の整備の遅れ、また、消防活動困難区域が多く存在する。 しかし区民の防災意識が高まる反面、複雑な権利関係と居住者の高齢化などの要因が重なって、道路拡幅に伴う建替えが進まない状況にあることから不燃化特区事業を併用し促進を図る。
	（実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区） 事業終了区 2区：文京・大田 地区計画制度を導入し、耐火建築物への建替えと公共施設の同時整備を行っている。また街路事業や他の事業を複合的に組合せ密集事業に相乗効果をもたせ積極的な街路整備を行っている。

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む 具体的な改善内容	平成26年度に実施した 改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	密集事業地区が全て不燃化特区に指定されたことから、重複する「主要生活道路沿道建替事業」についての見直しを図る。	平成26年度末をもって、「主要生活道路沿道建替事業」を廃止した。	—
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
重点的に推進	休止・完了	災害に強いまちづくりを実現するため木密地域不燃化10年プロジェクトの不燃化特区制度と連携をしながら重点的に推進する。 (平成27年4月 不燃化特区整備促進事業に統合)

況 議 会 要 旨 問 状	平成25年1定「安全安心のまちづくり」 平成25年4定「町屋地域の発展に向けて（町屋二・三・四丁目の整備対策）」
---------------------------------	---

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-02-08	戦略プラン	○協働	●業務	○財務	○人事
事務事業名	近隣まちづくり推進事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	村山	担当者名	古宇田
							2838
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-05-98	近隣まちづくり推進事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 12年度		根拠	荒川区近隣まちづくり推進制度要綱、荒川区非常勤職員設置要綱等			
終期設定	○有 ●無		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市				
	政策	11	防災・防犯のまちづくり				
	施策	03	災害に強いまちづくりの推進				
目的	区民の建替え等の相談及び接道敷地と不接道敷地を含む協調建替え等のまちづくり活動に対して、適切な相談、助言及び情報提供を行うことにより、区民の自主的な建物更新及び住環境の改善を支援する。併せて、区で実施する防災まちづくり事業を推進する。						
対象者等	1 建替え等総合相談 区民又は区内のまちづくり団体。 2 近隣まちづくり推進制度等 不接道敷地を含む複数の敷地が連坦する一定の地域に居住する区民又は土地建物の権利者						
内容	1 建替え等総合相談 窓口及び専門家による相談・まちづくりサポーター派遣、コンサルタント派遣による支援・区報及びホームページによる情報提供 2 近隣まちづくり推進制度 連坦建築物設計制度を活用した協調建替えにより不接道敷地にある老朽木造家屋の建替えを促進するため、助言及び接道敷地での建替えを助成（建設費200万円、三世代住宅加算120万円、仮住居費加算40万円）する。平成19年度に、過去の相談事例を踏まえて制度の要件緩和等を行い、地域の実態に合わせて利用しやすいよう、制度の改正を行った。						
経過	1 建替え等総合相談 平成12年4月、まちづくり公社廃止後、住環境整備課（防災街づくり推進課）が事業継続。専門相談を建築士及び税理士とし、弁護士による法律相談は区民相談所が対応することとした。 2 近隣まちづくり推進制度 ・平成14年7月 近隣まちづくり推進制度に係る認定基準及び近隣まちづくり推進制度要綱制定。 ・平成15年9月 推進制度要綱一部改正。同年10月、近隣まちづくり等支援制度要綱制定 ・平成17年2月 認定基準一部改正 ・平成19年3月 認定基準及び推進制度要綱、支援制度要綱一部改正 ・平成22年12月 支援制度要綱一部改正 ※平成27年4月 建築紛争相談及び分譲マンション対策に統合						
必要性	建築全般に関する相談窓口として区民ニーズは高く、今後も継続して利用されることが見込まれる。また、近隣まちづくり推進制度による不接道敷地にある老朽木造住宅の建替え更新は、木造密集市街地の防災性向上に寄与するもので、住環境改善のための手法として不可欠である。						
実施方法	（一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 専門家（建築士・税理士）による相談は、荒川区建築設計事務所協会及び東京税理士会荒川支部に委託し、2か月に1回程度実施。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
予算額	9,735	6,301	6,436	6,434	6,030	6,043	0	
①決算額（27年度は見込み）	5,902	5,843	5,402	5,769	5,625	5,715	0	
②人件費等	3,585	3,122	11,010	6,535	3,020	2,752		
③減価償却費		5,229	5,909	6,131	3,211	2,763		
【事務分担当量】（%）	200	180	190	190	95	85		
合計（①+②+③）	9,487	14,194	22,321	18,435	11,856	11,230	0	
特定財源								
国		19	70	4	9	0		
都								
その他								
一般財源	9,487	14,175	22,251	18,431	11,847	11,230	0	
実績の推移	事項名							
一般相談件数	579	899	1,361	1,104	801	785		
専門相談件数	9	10	8	6	5	9		
まちづくりサポーター派遣件数	40	58	88	41	27	26		
近隣まちづくり推進制度利用件数	0	0	0	0	0	0		

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	非常勤職員報酬	4,814	報酬	非常勤職員報酬	4,825			
共済費	非常勤職員共済費	646	共済費	非常勤職員共済費	676			
報償費	コンサルタント派遣等	65	報償費	コンサルタント派遣等	84			
需用費	事務用品	58	需用費	事務用品・図書購入	66			
委託料	専門相談	42	委託料	専門相談	65			

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	一般相談件数	1104	801	785	793	897	目標値は24～26年度の平均
②	近隣まちづくり推進制度利用件数	0	0	0	1	1	
③							

（問題点・課題分析）	接道敷地を含む関係権利者の権利及び意見等を調整し、近隣まちづくり計画に基づく建替え更新の合意が条件であるが、当事者間だけでは調整及び計画作成が困難なため、十分な支援を必要とする。
	（実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	近隣まちづくり推進制度内容を、パンフレット配布や、区報及びHPにより周知する。また、サポート派遣などの支援を行う。	パンフレット配布及び区報やHPにてPRした。特に区報ではわかりやすい文章に変更するなど改善を図った。	—
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	休止・完了	平成27年4月に建築紛争相談及び分譲マンション対策に統合した。

況議 （要 旨） 問 状	○H18二定 「不接道宅地対策について」 ○H19二定 「不接道宅地解消の可能性のために」 ○H23四定 「不接道宅地解消への道」
--------------------------	---

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-02-09	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	分譲マンション対策	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	村山
		担当者名	古宇田	内線	2838
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-05-01	分譲マンション対策費			
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業 ●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 13年度		根拠	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	等	
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画	
行政評価事業体系	分野	IV	環境先進都市		
	政策	08	良好で快適な生活環境の形成		
	施策	02	快適な住環境の形成		
目的	分譲マンションの維持管理等に関する意識啓発、情報の提供を推進し、分譲マンションにおける良好な居住環境の確保と居住者の意識、マナーの向上を図ること。				
対象者等	区内の分譲マンション管理組合や区分所有者、購入予定者を対象とする。				
内容	<p>1 意識啓発 分譲マンションの居住マナーや維持管理など、基礎的な知識等に関する課題を解決するため、マンション管理組合や区分所有者、購入予定者を対象にセミナーを開催するとともに、管理組合にコンサルタントを派遣する。</p> <p>2 交流会 交流会組織の充実のため、組織の確立、規約等の作成について、推進できる環境づくりを促進する。</p> <p>3 マンション相談 東京都が実施する管理アドバイザー制度、建替え・改修アドバイザー制度及びマンション専門相談と密接な連携を図り、より一層の相談体制の充実を図る。</p>				
経過	<p>H11年度 荒川区分譲マンション実態調査実施 H12年度 荒川区住宅マスタープランにて「分譲マンションの管理等に関する支援体制の確立について」を方針化 H13年度 分譲マンションセミナー実施（毎年1回） H18年度 分譲マンションセミナーを第1部（講義）・第2部（テーマ別グループ情報交換）形式で実施 H19年度～ 分譲マンションセミナーを第1部・第2部形式で毎年2回実施 H21年度 荒川区マンション実態調査実施</p> <p>※27. 4. 1近隣まちづくり推進事業から統合（コンサルタント派遣8件・一般需要費）</p>				
必要性	分譲マンションは、個人財産であるが、区分所有という特殊性や建物規模等から、法律・維持管理に関する技術的な専門知識と適正なマンション管理運営を行う上で管理組合等の自立が必要不可欠である。また、居住者の地域コミュニティへの参加を促進するためにも交流会を活用する必要がある。				
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）</p> <p>①区内分譲マンション管理組合にセミナー開催通知の送付 ②区報・ホームページ掲載 ③セミナー実施（当日、実態調査アンケート実施。相談窓口の紹介・関連施策についての資料配布。）</p>				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		192	136	136	136	136	137
①決算額（27年度は見込み）		182	128	133	126	126	130	450
②人件費等		1,629	2,023	1,694	1,923	1,410	2,318	
③減価償却費			872	933	968	1,014	975	
【事務分担量】（%）		20	30	30	30	30	30	
合計（①+②+③）		1,811	3,023	2,760	3,017	2,550	3,423	450
特定財源の推移	国					0		
	都					0		
	その他					0		
	一般財源		1,811	3,023	2,760	3,017	2,550	3,423
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	マンションセミナー（参加者数）	75	52	89	69	78	57	
	マンション相談（相談件数）	31	54	29	16	19	20	
	コンサルタント派遣件数		2	7	6	1	0	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	講師謝礼	124	報償費	講師謝礼	124	報償費	講師謝礼・コンサルタント	358
需用費	セミナー賄い	2	需用費	セミナー賄い・事務用品	6	需用費	セミナー賄い・事務用品	92
	消耗品	0						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① マンションセミナー（参加者数）	69	78	57	68	102	27年度想定棟数（513）の2割
	② マンション相談（相談件数）	16	19	20	19	102	27年度想定棟数（513）の2割
	③						

問題点・課題 （指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・マンションの居住環境の維持・向上（管理規約・長期修繕計画等）のため、住民、管理組合の専門的知識を高める必要がある。 ・マンション管理組合と地域コミュニティとの関係が希薄である。 ・マンションセミナーの新規参加者が少ない。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む 具体的な改善内容	平成26年度に実施した 改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	マンションセミナーを通して、管理組合の運営方法等の専門的知識を高めていく。	大規模修繕の取り組み方等をテーマに選定し、具体例を講演することで、わかりやすく専門的知識を高めていけるよう努めた。	引き続きマンションセミナーを通して、専門的知識を高めるとともに、長期修繕計画等に関する理解を深めていく。
②	荒川区マンション管理組合交流会の充実を図っていく。	分譲マンション規模別のグループ分けから、建設年度別にグループ分けを実施し、従前の交流会との変化を図った。	引き続き荒川区マンション管理組合交流会の充実を図り、知識・経験を増やしていく。
③	HP等を利用してPRを図る。	HPにて分譲マンションセミナーの実施報告を掲載し、セミナーに興味を持ってもらう改善を図った。	引き続きHP等を利用してPRを図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	管理意識の向上と情報提供等による管理組合支援は必要である。

況 議 会 （ 要 旨 ） 質 問 状	○H23一定 マンション管理について ○H26一定 マンション管理問題について
--	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-02-10	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	木造建物耐震化推進事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	村山
		担当者名	堀込	内線	2826
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-09-01	木造建物耐震化推進事業費			
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業 ●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 17年度		根拠	荒川区木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領	
終期設定	●有 ○無 27年度		法令等		
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画	
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市		
	政策	11	防災・防犯のまちづくり		
	施策	03	災害に強いまちづくりの推進		
目的	密集した市街地にある木造建物のうち、大規模地震による倒壊等のおそれがある建物について、建物耐震診断に基づき耐震補強工事、耐震建替え工事等を行う区民を支援する制度を確立することで建物の耐震性等の向上を推進し、もって大規模地震による建物倒壊等から区民の生命と財産を守ることを目的とする。				
対象者等	昭和56年5月31日以前に建築された木造建物の所有者				
内容	1 補助対象建物 戸建住宅（自己用、貸家）・診療所・町会事務所・賃貸アパート 2 補助内容 補助金は、戸建住宅（自己用）の場合、次のとおり ・耐震診断費の10/10（限度額30万円） ・耐震補強設計費の2/3（限度額15万円） ・耐震補強工事費の2/3（限度額100万円） ・耐震建替え工事費の2/3（限度額150万円） ・耐震シェルター設置工事の2/3（限度額30万円）：高齢者又障がい者世帯のみ ・防火耐震補強工事費の9/10（限度額500万円）：不燃化特区区域のみ				
経過	平成17年5月 木造住宅耐震補強推進事業制度要綱・実施要領制定 平成20年3月 木造住宅等耐震化推進事業制度要綱・実施要領全部改正 平成20年12月 木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領全部改正 平成21年6月 木造建物耐震化推進事業制度要綱一部改正 平成22年6月 木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領一部改正 平成23年10月 木造建物耐震化推進事業制度要綱一部改正 平成24年3月 木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領一部改正（文言整理） 平成25年3月 木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領一部改正（簡易耐震診断を廃止し、一般耐震診断補助制度を新設） 平成26年3月 木造建物耐震化推進事業制度要綱一部改正（文言整理） 平成27年3月 木造建物耐震化推進事業制度要綱一部改正（防火耐震補強工事助成の新設他）				
必要性	当区では木造建物が多数密集しており、地震時に多数倒壊し、道路閉塞により避難、救急活動等に支障をきたすおそれがある。そこで、これらに対し耐震化支援を行い、安全性を確保する。また、耐震改修促進計画の目標の耐震化率90%を実現する重要な支援策である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 補助金内定申請→審査→補助金交付内定→耐震診断、耐震補強工事等着手→耐震診断、耐震補強工事等等完了→補助金交付申請→審査→補助金交付決定→補助金交付				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）								
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
予算額		53,355	44,038	95,140	99,419	157,590	134,700	230,550	
①決算額（27年度は見込み）		12,994	19,240	78,100	93,985	139,355	73,148	230,550	
②人件費等		9,286	10,656	15,668	10,699	12,259	11,521		
③減価償却費			5,229	6,376	6,131	6,084	5,852		
【事務分担量】（%）		170	180	205	190	180	180		
合計（①+②+③）		22,280	35,125	100,144	110,815	157,698	90,521	230,550	
特定財源	国	住宅・建築物安全ストック形成事業費	3,893	8,687	41,366	43,183	61,079	28,042	
	都	木造住宅耐震化促進事業費	1,184	1,845	5,053	8,314	9,330	5,903	
	その他								
	一般財源		17,203	24,593	53,725	59,318	87,289	56,576	230,550
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	耐震診断支援事業（件）	28	34	72	92	69	38	48	
	耐震補強設計支援事業（件）	4	2	2	6	2	1	33	
	耐震補強工事支援事業（件）	2	1	2	3	2	1	32	
	耐震建替え工事支援事業（件）	6	10	43	49	64	29	31	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	耐震診断	19,755	負担金補助等	耐震診断	11,348	負担金補助等	耐震診断	15,000
	耐震補強設計	600		耐震補強設計	300		耐震補強設計	5,250
	耐震補強工事	4,000		耐震補強工事	2,000		耐震補強工事	153,000
	耐震建替え工事	115,000		耐震建替え工事	59,500		耐震建替え工事	57,000
	耐震シェルター設置工事	0		耐震シェルター設置工事	0		耐震シェルター設置工事	300

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 耐震診断支援事業（件）	92	69	38	48	90	25年度に簡易耐震診断から一般耐震診断に変更
	② 耐震補強工事支援事業（件）	3	2	1	32	5	
	③ 耐震建替え工事支援事業（件）	49	64	29	31	60	

（問題点・課題 指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事に係る問題（費用負担・引越し） ・ 既存不適格建物の補強工事の問題（建物の道路突出が解消できない・防火地域内の防火性能向上に費用がかかる） ・ 高齢者は住宅の耐震化に向けて動くことが難しい（手続き調整・打合せ等）
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む 具体的な改善内容	平成26年度に実施した 改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	耐震診断の結果、耐震補強工事等な建物のうち、耐震補強工事等を行っていない建物所有者への戸別訪問を実施する。	該当者のうち、当制度を利用せずに建て替えた者もいるが、資金不足を理由に耐震補強工事等に踏み切れない声が多かった。このため、不燃化	引き続き、耐震補強工事等の必要があり、耐震補強工事等を行っていない建物所有者への戸別訪問を実施する。
②		特区内で、防火及び耐震性能を向上させる耐震補強工事に対し、手厚い助成を行う安全安心不燃耐震化事業を創設した。	
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
重点的に推進	重点的に推進	荒川区耐震改修促進計画に基づき、事業を周知し、重点的に推進する。

況 議 会 （ 要 旨 ） 質 問 状	○H26 三定 「部分・簡易改修の耐震補強工事助成を検討し、耐震化の促進することについて」 ○H27 一定 「耐震化率の状況。危険度の高い地域では実態にあった対策を行うこと。」
--	---

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-02-11	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	非木造建物耐震化推進事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	村山
		担当者名	堀込	内線	2826
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-09-02	非木造建物耐震化推進事業費			
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業 ●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 19年度		根拠	荒川区非木造建物耐震化推進事業制度要綱・	
終期設定	●有 ○無 27年度		法令等	実施要領	
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画	
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市		
	政策	11	防災・防犯のまちづくり		
	施策	03	災害に強いまちづくりの推進		
目的	大規模地震による倒壊等のおそれがある非木造建物について、耐震診断に基づき耐震補強工事、耐震建替え工事を行う区民を支援する制度を確立することで建物の耐震性の向上を推進し、もって大規模地震による建物倒壊等から区民の生命と財産を守ることを目的とする。				
対象者等	1 耐震診断等支援事業：昭和56年以前に建築された非木造建物の所有者 2 分譲マンション耐震アドバイザー派遣事業：昭和56年5月31日以前に建築された分譲マンションの管理組合又は区分所有者の代表者				
内容	1 耐震診断等支援事業補助対象建物 ・マンション（分譲、賃貸） ・戸建住宅（自己用、貸家） ・診療所 ・町会事務所 ・一般緊急輸送道路沿道建物（建物高さが道路幅員の1/2を超えるもの） 2 耐震診断等支援事業補助内容 補助金は、分譲マンションの場合、次のとおり ・耐震診断費の2/3（限度額100万円） ・耐震補強設計費の2/3（補助限度額100万円） ・耐震補強工事費の2/3（補助限度額1,000万円） 3 分譲マンション耐震アドバイザー派遣事業 区が、耐震アドバイザーを派遣し、耐震化に向けた区分所有者間の合意形成等の支援を実施（無料（3回/棟まで））				
経過	平成19年 5月 分譲マンション耐震診断事業実施要綱制定 平成20年12月 分譲マンション耐震診断事業制度要綱全部改正（→非木造建物耐震化推進事業制度要綱）、非木造建物耐震化推進事業実施要領制定 平成22年 6月 非木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領一部改正 平成22年 8月 非木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領一部改正 平成23年10月 非木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領一部改正 平成24年 3月 非木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領一部改正（特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業制度要綱制定のため、特定緊急輸送道路沿道建物の事項削除） 平成25年 3月 非木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領一部改正（文言整理） 平成26年 3月 非木造建物耐震化推進事業制度要綱一部改正（文言整理） 平成27年 3月 非木造建物耐震化推進事業制度要綱一部改正（文言整理）				
必要性	当区では現行の耐震基準を満たさない非木造建物が多数あり、地震時に倒壊し、道路閉塞により避難、救急活動等に支障をきたすおそれがある。そこで、これらに対し耐震化支援を行い、安全性を確保する。また、耐震改修促進計画の目標の耐震化率90%を実現するための重要な支援策である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 補助金内定申請→審査→補助金交付内定→耐震診断・耐震補強工事等着手→耐震診断・耐震補強工事等完了→補助金交付申請→審査→補助金交付決定→補助金交付				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算額		36,200	42,032	46,788	31,726	33,851	55,276	49,276
①決算額（27年度は見込み）		20,594	3,887	10,270	14,594	8,800	11,363	49,276	
②人件費等		3,991	4,325	5,505	2,059	3,905	3,681		
③減価償却費			2,034	2,488	1,129	2,028	1,951		
【事務分担量】（%）		70	70	80	35	60	60		
合計（①+②+③）		24,585	10,246	18,263	17,782	14,733	16,995	49,276	
特定財源	国	住宅・建築物安全ストック形成事業費	9,354	1,755	4,966	7,113	4,368	5,615	
	都	マンション耐震化促進事業費	250	0	3,022	3,049	1,750	1,760	
	その他								
	一般財源		14,981	8,491	10,275	7,620	8,615	9,620	49,276
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	耐震診断支援事業（件）	3	1	8	3	11	8	8	
	耐震補強設計支援事業（件）	2	1	1	1	0	2	2	
	耐震補強工事支援事業（件）	2	1	0	1	0	0	3	
	耐震建替え工事支援事業（件）	0	0	1	1	0	2	2	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	耐震診断	8,800	負担金補助等	耐震診断	6,300	負担金補助等	耐震診断	6,150
負担金補助等	耐震補強設計	0	負担金補助等	耐震補強設計	2,000	負担金補助等	耐震補強設計	1,500
負担金補助等	耐震補強工事	0	負担金補助等	耐震補強工事	0	負担金補助等	耐震補強工事	25,000
負担金補助等	耐震建替え工事	0	負担金補助等	耐震建替え工事	3,000	負担金補助等	耐震建替え工事	16,500
報償費	分譲マンション耐震アドバイザー派遣	0	報償費	分譲マンション耐震アドバイザー派遣	63	報償費	分譲マンション耐震アドバイザー派遣	126

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 耐震診断支援事業（件）	3	11	8	8	12	
	② 耐震補強設計支援事業（件）	1	0	2	2	5	
	③ 耐震補強工事支援事業（件）	1	0	0	3	5	

（問題点・課題 指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の費用負担の問題 ・ 設計図書が不備の場合、耐震診断の費用が増大する ・ 分譲マンションの場合、多くの区分所有者等の合意形成が容易ではない ・ 鉄骨造建物のアスベスト除去のための費用が発生する
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む 具体的な改善内容	平成26年度に実施した 改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	分譲マンションの区分所有者の合意形成に向け、分譲マンション耐震アドバイザー派遣事業PRを強化する。	分譲マンション耐震アドバイザー派遣により、耐震診断実施に係る管理組合総会決議の実績を上げることができた。	実績事例を取り上げながら、所有者の合意形成に向け分譲マンション耐震アドバイザー派遣事業のPRを充実させる。
②	東京都と連携し、各分譲マンションに個別訪問等を実施し、事業の周知を図る。	東京都と連携して、「マンション啓発隊」が対象となる分譲マンションを戸別に訪問し、耐震化の働きかけを実施した。	耐震診断を実施していない分譲マンションについて、更に周知を図っていく。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
重点的に推進	重点的に推進	荒川区耐震改修促進計画に基づき、事業を周知し、重点的に推進する。

況議 （要 旨） 問 状	○H22 四定 「建物の耐震改修促進策について」 ○H24 二定 「耐震化推進事業の違反建築物対象外について」 ○H24 三定 「建物耐震化推進のための方策について」
--------------------------	---

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-02-12	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	村山
		担当者名	堀込	内線	2826
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-09-03	特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業費			
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成	24年度	根拠	荒川区特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業制度要綱	
終期設定	●有 ○無	27年度	法令等		
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画	
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市		
	政策	11	防災・防犯のまちづくり		
	施策	03	災害に強いまちづくりの推進		
目的	地震発生時において特定緊急輸送道路に係る沿道建物の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、広域的な避難路及び輸送路を確保するため、沿道建物の耐震診断、耐震補強設計及び耐震補強工事等に係る費用を補助することにより、当該沿道建物の耐震化を推進し、もって災害に強いまちづくりを実現するとともに、地震による沿道建物の倒壊等から区民の生命と財産を守ることを目的とする。				
対象者等	昭和56年5月31日以前に建築された特定緊急輸送道路沿道建物の所有者				
内容	1 補助対象建物 ・特定緊急輸送道路（日光街道、尾久橋通り、明治通りの一部）に敷地が接する建物 ・道路幅員のおおむね2分の1以上の高さの建物 2 補助内容 ・耐震診断、耐震補強設計、耐震補強工事、耐震建替え工事及び除却工事費用の一部を補助				
経過	平成24年 3月	特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業制度要綱制定			
	平成25年 3月	特定緊急輸送道路沿道建物事業制度要綱一部改正（除却工事補助制度の新設）			
	平成26年 1月	特定緊急輸送道路沿道建物事業制度要綱一部改正（耐震診断期間延長、耐震補強工事補助金の加算制度の新設）			
	平成26年 3月	特定緊急輸送道路沿道建物事業制度要綱一部改正（補助対象費用の限度額の引上げ、委任払い）			
	平成27年 3月	特定緊急輸送道路沿道建物事業制度要綱一部改正（事業期間の延伸）			
必要性	東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例に基づき、特定緊急輸送道路沿道建物の耐震診断が義務化された。区内には現行の耐震基準を満たさない沿道建物があり、地震時に倒壊し、道路閉塞により避難、救命活動等に支障をきたすおそれがあるため、耐震化支援が必要である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 補助金内定申請→審査→補助金交付内定→耐震診断、耐震補強工事等着手→耐震診断、耐震補強工事等完了→補助金交付申請→審査→補助金交付決定→補助金交付				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
予算額		—	—	—	157,800	278,450	399,400	173,300
①決算額（27年度は見込み）		—	—	—	50,019	74,180	91,116	173,300
②人件費等		—	—	—	3,569	7,937	7,453	
③減価償却費					1,936	3,887	3,739	
【事務分担量】（%）		—	—	—	60	115	115	
合計（①+②+③）		0	0	0	55,524	86,004	102,308	173,300
特定財源	国				24,078	35,885	44,407	
	都				25,941	36,051	40,473	
	その他							
	一般財源	0	0	0	5,505	14,068	17,428	173,300
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	耐震診断支援事業（件）	—	—	—	18	14	7	7
	耐震補強設計支援事業（件）	—	—	—	0	4	3	3
	耐震補強工事支援事業（件）	—	—	—	0	2	2	3
	耐震建替え工事支援事業（件）	—	—	—	0	0	0	1

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	耐震診断	59,886	負担金補助等	耐震診断	24,545	負担金補助等	耐震診断	23,800
	耐震補強設計	5,724		耐震補強設計	5,778		耐震補強設計	4,500
	耐震補強工事	8,570		耐震補強工事	40,993		耐震補強工事	96,000
	耐震建替え工事	0		耐震建替え工事	0		耐震建替え工事	35,000
	除却工事	0		除却工事	19,800		除却工事	14,000

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 耐震診断支援事業(件)	18	14	7	7	-	
	② 耐震補強設計支援事業(件)	0	4	3	3	-	
	③ 耐震補強工事支援事業(件)	0	2	2	3	10	

問題点・課題 (指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の費用負担の問題 ・ 設計図書が不備の場合、耐震診断の費用が増大する ・ 分譲マンションの場合、多くの区分所有者等の合意形成が容易ではない ・ 鉄骨造建物のアスベスト除去のための費用が発生する ・ 補助事業期間が27年度で終了する
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	建築指導課と連携し、沿道建物所有者に対する個別訪問等実施	建築指導課と連携し、27年度に公表の対象となる未診断建物の所有者に対して、指導書を送付した。	引き続き、建築指導課と連携し、沿道建物所有者に対する個別対応等を実施する。
②	耐震補強工事について、耐震性が著しく低い建物に対する補助金制度の実施	Is値が0.3未満の建物の耐震補強工事について、補助金の加算制度を開始した。	引き続き、耐震性が著しく低い建物の耐震補強工事实施の実績を上げるため、制度の周知を図っていく。
③	補助対象費用負担を軽減するため、補助金を耐震診断、耐震補強工事等実施業者に直接支払う「委任払い」の実施	要綱を改正し、委任払いの実施を可能にした。	引き続き耐震補強工事等実施の実績を上げるため、制度の周知を図っていく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
重点的に推進	継続	補助事業期間は27年度で終了するが、荒川区耐震改修促進計画に基づき、事業を継続する。

況議 (要 会 質 問 状)	OH24 二定 「緊急輸送道路沿道建物の耐震の促進について」
-------------------------------	--------------------------------

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	都市計画決定図書作成委託	0	報償費	評価委員会の外部委員謝礼	230	委託料	再開発推進及び街づくり構想策定業務委託	8,964
使用料等	会場使用料	0	需用費	評価委員会の賄い	2	使用料等	会場使用料	6
			委託料	再開発推進及び街づくり構想策定業務委託	3,402	負担金補助等	組合費	6

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 再開発事業の進捗状況（%）	20	20	20	20	40	28年度：都市計画決定
	②						
	③						

（問題点・課題分析）	[27年度解決すべき問題点・課題] ・旧真土小跡地活用方針の確立 ・西日暮里一丁目の街づくり構想策定 ・権利者意向の把握、方向性の統一を図り、事業区域を確定する。 [28年度以降に取り組むべき問題点・課題] ・都市計画決定に向けた整備方針の検討 ・関係者と連携を図り、滞りなく事業を推進させる。
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	コンサルタントをプロポーザルにて選定し、西日暮里一丁目の街づくり構想を策定する。	学識経験者、地域関係者と共にコンサルタントを選定した。街づくり構想策定に向け、町会関係者との勉強会を開催している。	防災都市づくり推進計画に関する関係機関と調整を図り、事業推進する。
②	旧真土小跡地活用及び区有施設の整備方針の検討を関係部署と連携しながら実施する。	旧真土小跡地活用及び区有施設の整備方針の検討を関係部署と連携しながら検討している。	施設の関係部署と調整を図り、事業推進する。
③	事業推進に向けた地元権利者や街づくり協議会の意見調整する。	選定したコンサルタントと共に地元関係者との会議や個別ヒアリングを実施している。	都市計画決定に向けた事業方針の検討を行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
重点的に推進	重点的に推進	事業を推進させ、西日暮里一丁目全体及び駅前地区の防災性の向上や、公共施設の整備を図る必要がある。

況議 （要 旨） 問 状	○再開発事業の迅速な立ち上げについて（H19三定） ○大規模超高層ビル型の再開発の見直しについて（H21一定） ○日暮里・三河島の街づくりについて（H22二定）
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-02-14	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	三河島駅前南地区市街地再開発事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	松崎
		担当者名	栗原 加藤 篠永	内線	2832・2833
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-04-96	三河島駅南地区事業費補助			
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		●建設事業		○それ以外の継続事業
開始年度	○昭和 ●平成	14年度	根拠	都市再開発法・都市計画法・荒川区市街地再開発事業補助金交付要綱・他	
終期設定	●有 ○無	27年度	法令等		
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準	計画区分	●計画 ○非計画		
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市		
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備		
	施策	04	市街地再開発事業等の推進		
目的	JR三河島駅の南側の地域において、市街地再開発事業による土地の高度利用と基盤整備を図るとともに、都市型住宅、商業・業務施設等の効果的な整備を推進し、駅周辺の活性化を図る。				
対象者等	三河島駅前南地区市街地再開発組合 組合設立認可時：地権者12名 権利変換計画認可時：地権者 7名 特定業務代行者：清水建設(株)・(株)工藤工務店 参加組合員：旭化成不動産レジデンス(株)、東急不動産(株)				
内容	三河島駅前南地区市街地再開発事業 ・所在地：荒川区東日暮里6丁目1番 ・地区面積：約0.5ha ・施設建築物概要 敷地面積：約3,807㎡、延床面積：約36,680㎡ 規模構造：地下1階、地上34階、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造） 主要用途：住宅（327戸）、店舗、事務所、駐車場、駐輪場、公共駐輪場				
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年 1月 まちづくり懇談会発足 ・平成16年 2月 再開発準備組合設立 ・平成20年 6月 都市計画決定 ・平成22年10月 再開発組合設立 ・平成23年 9月 権利変換計画認可 ・平成23年 9月 既存建物解体除却工事着工 ・平成24年 3月 施設建築物新築工事着工 ・平成25年11月 公共駐輪場工事着工 ・平成26年 9月 施設建築物新築工事完了 				
必要性	事業により、地域の防災性や安全性の向上、公共駐輪場等の整備が図られ、さらに、三河島駅前に都市型住宅、商業・業務施設等を備えることにより、賑わいのある駅前空間が創出されるため、必要性は非常に高い。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 【事業の流れ】 準備組合設立、都市計画決定、再開発組合設立、権利変換計画認可、工事着手、工事完了、組合解散				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	0	168,600	1,139,600	975,000	1,518,400	434,200
①決算額（27年度は見込み）		0	168,600	968,280	358,700	1,518,400	434,200	0
②人件費等		9,773	18,312	20,326	24,783	20,793	13,133	
③減価償却費			6,101	7,464	9,681	8,450	5,527	
【事務分担量】（%）		120	210	240	300	250	170	
合計（①+②+③）		9,773	193,013	996,070	393,164	1,547,643	452,860	0
特定財源の推移	国							
	都							
	その他							
	一般財源	9,773	108,713	454,760	271,034	788,443	452,860	0
実績の推移	調査等							
	市街地再開発支援補助							
	再開発事業補助（千円）		168,600	968,280	358,600	1,518,400	434,200	
	不動産鑑定委託料（千円）				100			

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	再開発事業費補助	1,518,400	負担金補助等	再開発事業費補助	434,200			

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 再開発事業の進捗状況（%）	74	96	100	100	100	事業段階及び工事の出来高
	②						
	③						

（問題点・課題 指標分析）	<p>【27年度解決すべき問題点・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係者各位と連携を図り、滞りなく事業を完了させる。 供用開始された広場や施設の適切な維持・管理が継続されるよう指導・助言する。
	<p>他区の実況</p> <p>（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）</p>

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	再開発組合や専門コンサルタントとともに施設の管理運用方法について検討する。	関係者との連携により、施設供用開始後の円滑な施設の管理運用が図られ、居住者やテナント利用者などのトラブルが概ね出ていない。	再開発組合で検討した施設の適切な管理運用方法を管理組合に継承させる。
②	再開発事業により創出される広場と周辺地域の放置自転車対策を区、再開発組合と連携しながら検討する。	施設の供用開始前に区及び再開発組合と事前打ち合わせを行い、特に初動期の対策に注力し、放置自転車の軽減化が図られた。	再開発組合と連携を図り、滞りなく再開発事業を完了させる。
③	公共駐輪場の引渡し、代替地からの移行が円滑に行われるように関係者との調整を図る。	遅滞なく再開発組合から区への財産引継ぎを行い、公共駐輪場の適切な維持管理の実施が図られた。	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
休止・完了	休止・完了	市街地再開発を推進し、駅前地区の防災性の向上や、公共施設の整備を図った。引き続き適切な維持管理を要望していく。

況 議 会 （ 要 旨 ） 問 状	○三河島駅前南地区の教訓について（H26 十二月）○三河島駅前南地区の近隣対応について（H27 二月）
---	---

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-02-15	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	西日暮里駅前地区市街地再開発事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	松崎
		担当者名	井上、田中	内線	2833
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-04-02	西日暮里駅前地区事業費補助			
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		●建設事業		○それ以外の継続事業
開始年度	○昭和 ●平成 20年度		根拠	市街地再開発法、都市計画法、荒川区市街地再開発事業化支援補助金交付要綱、他	
終期設定	○有 ●無 年度		法令等		
実施基準	■法令基準内 □都基準内 ■区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画	
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市		
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備		
	施策	04	市街地再開発事業等の推進		
目的	旧道灌山中学校跡地を含む西日暮里駅周辺について、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用、住環境の整備、都市機能の更新及び駅前活性化の検討を行い、広域拠点としての街づくりを進める。 なお、安全・安心でにぎわいのあるまちづくりを推進するとともに、地域全体の発展に再開発が果たすべき役割を明確にするため、再開発の検討と並行して西日暮里駅周辺地域のまちづくり構想を策定する。				
対象者等	旧道灌山中学校跡地等の区有地を含む、西日暮里駅に隣接する約2.3haの地区（西日暮里五丁目32～38番の一部）：西日暮里駅前地区市街地再開発準備組合 まちづくり構想については、西日暮里五丁目交差点を中心とした半径約500mの範囲				
内容	地区の課題を明らかにするとともに、権利者の再開発に対する意識の醸成を図り、西日暮里駅周辺の一体的な街づくりを進める。 1「事業化可能性調査」の実施により地区の現況及び整備課題を明らかにするとともに、再開発事業等の可能性を探る。 2まちづくり勉強会等及び権利者の意向把握調査を行い、再開発等の事業化検討を進める。 3再開発事業実施に向けた検討を行う組織である「市街地再開発準備組合」を設立し、都市計画決定に向けて事業計画の検討を行う。 ・西日暮里駅周辺地域まちづくり構想を策定する。 ・区の市街地再開発事業化支援補助金交付要綱に基づき、準備組合の活動に対して補助金を交付する。				
経過	平成 元年度～8年度 日暮里・舎人線開発に伴う各種調査実施 平成12年度 道灌山中学校跡地利用方針決定 平成18年度 地元有志による街づくり協議会発足 平成19年度 協議会がコンサルタント派遣制度を利用し、勉強会開催 平成20年度 事業化可能性調査実施 平成21年度～24年度 勉強会等及び権利者意向把握の実施 平成25年度 コンサルタント選定プロポーザル実施 準備組合設立に向けた活動の実施 平成26年度 市街地再開発準備組合設立（6月） 事業協力者選定プロポーザル実施				
必要性	平成20年度に行った調査において、本地区の課題と再開発の可能性が示されている。広域拠点として、安全性や快適性、活力の向上を図るため、再開発事業等によって上位計画に整合したまちづくりを進める必要性は高い。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 【事業の流れ】準備組合設立、都市計画決定、組合設立、権利変換計画認可、工事着工、工事完了、組合解散				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		2,100	2,100	2,100	2,100	8,258	5,989
①決算額（27年度は見込み）		1,785	2,079	2,058	2,100	1,959	5,636	4,002
②人件費等		6,108	12,208	8,469	9,500	14,971	14,523	
③減価償却費			4,607	3,110	3,711	6,084	6,112	
【事務分担量】（%）		75	140	100	115	180	188	
合計（①+②+③）		7,893	18,894	13,637	15,311	23,014	26,271	4,002
特定財源	国							
	都							
	その他							
一般財源		7,893	18,894	13,637	15,311	23,014	26,271	4,002
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	まちづくり勉強会等委託（千円）	1,785	2,079	2,058	2,100	1,890	—	—
	再開発事業化支援補助（千円）	—	—	—	—	—	3,702	4,000
	まちづくり構想策定委託（千円）	—	—	—	—	—	1,933	—

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	事業化推進業務委託	1,890	委託料	まちづくり構想策定業務委託	1,933	負担金補助等	再開発事業化支援補助等	4,002
報償費	報償費	69	負担金補助等	再開発事業化支援補助等	3,703			
負担金補助及び交付金	再開発事業化支援補助	0						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	再開発事業等の進捗状況（%）	10	10	20	20	20	再開発事業の進展段階に応じて、準備組合の設立を20%とする。
②							
③							

（問題点・課題分析）	<p>【平成27年度解決すべき問題点・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公益施設の整備方針を含む西日暮里駅周辺地域まちづくり構想の策定 ・ 権利者意向の把握と方向性の統一を図り、事業区域を決定 ・ 権利者の再開発への関心を高め、住民主体の再開発を実施 <p>【平成28年度以降に取り組むべき問題点・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画決定に向けた事業計画の検討、関係者との協議
	<p>他区の実況</p> <p>（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）</p>

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	旧道中跡地や既存施設などの区有地の活用方針を明確にするため、関係部署との調整、検討を行う。	全庁的に必要施設調査を実施し、その結果を元に、公益施設の活用方針について関係各課と協議を行った。	公益施設の活用方針に基づき、準備組合と協議しながら具体的な計画等を検討する。
②	準備組合を設立し、事業計画の具体的な検討を始める。	平成26年6月に準備組合を設立した。また、権利者の個別面談により事業に向けた意向の把握を行った。	事業計画を検討し、権利者の意向を把握して事業区域を決定する。また、都市計画決定に向けた協議を行う。
③	事業の透明性を確保し住民主体の再開発を進めるため、事業に協力してくれる民間業者（事業協力者）を公募型プロポーザルで選定する。	準備組合と区が協議しながら公募型プロポーザルを実施し、事業協力者を選定した。	準備組合及び事業コンサルタント、事業協力者に対して、指導・助言を行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
重点的に推進	重点的に推進	準備組合を設立して事業の検討を進め、地域の防災性の向上や駅周辺の活性化を図る必要がある。

況議 （要 旨） 問 状	<p>○H21一定 西日暮里駅前再開発について</p> <p>○H25三定 公共施設の老朽化対策と再開発との連携について</p> <p>○H26九月 西日暮里駅周辺の環境改善について</p>
--------------------------	---

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-02-16	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	ブロック塀等撤去助成事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	村山
		担当者名	熊谷	内線	2827
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-09-04	ブロック塀等撤去助成事業費			
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業 ●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 21年度		根拠	荒川区ブロック塀等撤去事業制度要綱	
終期設定	○有 ●無 年度		法令等		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	VI 安全安心都市			
	政策	11 防災・防犯のまちづくり			
	施策	03 災害に強いまちづくりの推進			
目的	震度5強程度の地震により倒壊のおそれがあり、道路等に面する危険なブロック塀等の改修工事に係る費用の一部を助成することにより、通行人等の地震時の安全性を向上し、もって安全で安心して住める災害に強い街づくりを推進することを目的とする。				
対象者等	危険度D（平成20年度の実態調査結果）のブロック塀等の所有者・管理者等（平成25年度末時点：73件）				
内容	1 助成対象ブロック塀等 道路に面する危険なブロック塀等（高さ1.2m超） 2 助成内容 助成金は、撤去工事費の2/3、ただし1m当たり6,000円を上限とする。 3 普及啓発活動 助成対象となるブロック塀等の所有者・管理者に対し普及啓発活動を行う。 方法：戸別訪問形式 平成20年度調査結果概要〔（財）全国建築コンクリートブロック工業会基準による。〕 危険度A 2,386件（53.6%）安全である。 危険度B 1,258件（28.3%）一応安全である。 危険度C 575件（12.9%）注意を要する。 危険度D 234件（5.2%）危険である。 合計 4,453件（100.0%）				
経過	平成20年度 ブロック塀等の実態調査 平成21年7月 荒川区ブロック塀等の改修助成金交付要綱制定 平成21年7月～9月 ブロック塀等の改修促進業務委託実施 平成25年9月 荒川区ブロック塀等の改修助成金交付要綱一部改正（→荒川区ブロック塀等撤去助成事業制度要綱、事務処理の効率化） 平成22～26年度 職員による普及啓発活動実施				
必要性	大規模な地震時にブロック塀等が倒壊し、通行人等に危害を及ぼすことがないように道路に面する危険なブロック塀等を早急に改善する必要がある。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 助成金内定申請→審査→助成金交付内定→撤去工事着手→撤去工事完了→助成金交付申請→審査→助成金交付決定→助成金交付				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		5,188	2,056	928	928	603	503
①決算額（27年度は見込み）		422	128	158	0	143	0	403
②人件費等		2,443	2,616	2,541	1,239	832	773	
③減価償却費			872	933	484	338	325	
【事務分担量】（%）		30	30	30	15	10	10	
合計（①+②+③）		2,865	3,616	3,632	1,723	1,313	1,098	403
特定財源	国							
	都							
	その他							
一般財源		2,865	3,616	3,632	1,723	1,313	1,098	403
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	相談件数	21	14	36	9	9	4	
	改善件数	15	10	32	9	70	14	
	実績件数	3	1	3	0	4	1	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	補助金	143	需用費	消耗品費（チラシ代）	0	需用費	消耗品費（チラシ代）	3
需用費	消耗品費（チラシ代）	0	負担金補助等	補助金	0	負担金補助等	補助金	400

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 危険なブロック塀の改善率（数）（％）	28	58	69	78	90	危険なブロック塀数（234箇所）
	② 危険なブロック塀の改善率（長さ）（％）	35	62	65	81	90	危険なブロック塀延長（2,410.9m）
	③						

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・首都直下地震等による道路閉塞を防止するため、危険なブロック塀等の撤去は早急に実施する必要がある。そのため、普及啓発を確実に行うことにより、撤去工事への誘導を図る。 ・狭あい道路等に面するなど、建物建替え時でないでないと撤去、改修が困難なブロック塀等が多く、改善が進まない原因の一つとなっている。
	他区の実況 （実施 6 区 未実施 16 区 不明 0 区） 実施区…文京区、台東区、新宿区、豊島区、足立区、江戸川区

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	リーフレット、ホームページ、区報等による周知徹底に取り組む。	情報発信により、事業を知った区民からの相談、申請があり、効果があった。	引き続き、リーフレット、ホームページ、区報等による周知徹底に取り組む。
②	狭あい道路に面していないブロック塀等に対し、戸別訪問を実施する。	戸別訪問により、事業を利用又は自主的な改善実績に効果があった。	引き続き、狭あい道路に面していないブロック塀等に対し、戸別訪問を実施する。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	震災時における通行人等の安全性の確保のため、本事業の必要性は高い。

況議 （要 旨） 会 質 問 状	
------------------------------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-02-17	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	老朽空家住宅除却助成事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	村山
		担当者名	恩田	内線	2827
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-09-05	老朽空家住宅除却助成事業費			
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業 ●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成	24年度	根拠	荒川区老朽空家住宅除却助成事業制度要綱	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市		
	政策	11	防災・防犯のまちづくり		
	施策	03	災害に強いまちづくりの推進		
目的	危険な老朽空家住宅の除却工事に係る費用の一部を助成することにより、大地震時の安全性を向上させ、もって安全で安心して住める災害に強い街づくりを推進することを目的とする。				
対象者等	危険な老朽空家住宅の所有者（個人又は中小企業） ※不動産販売、不動産貸付又は駐車場業等を営む方が業務のために行う除却は、対象外				
内容	1 助成対象建築物 ・1年以上使用されていないことが確認できること ・住宅部分の面積が2分の1以上あること ・昭和56年5月31日以前に建築されていること ・区の現場調査等により倒壊等のおそれがあると診断されたこと 2 助成内容 助成金：除却工事費の1/2（限度額50万円）				
経過	平成24年5月 1日 荒川区老朽空家住宅除却助成金交付要綱制定 平成26年3月31日 荒川区老朽空家住宅除却助成金交付要綱一部改正 （→荒川区老朽空家住宅除却助成事業制度要綱、事務処理の効率化） 平成27年3月31日 荒川区老朽空家住宅除却助成金交付要綱一部改正（助成率及び限度額の引下げ）				
必要性	倒壊や瓦の落下、外壁の崩落など、危険な老朽空家住宅が引き起こす被害から区民等を守るために必要であり、大地震が近々に発生すると予想されていることから緊急性も高い。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 助成金内定申請→審査→助成金交付内定→老朽空家住宅の除却工事→除却工事完了→補助金交付申請→審査→助成金交付決定→補助金交付				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		—	—	—	20,826	20,158	20,150
①決算額（27年度は見込み）		—	—	—	8,745	16,490	4,113	14,586
②人件費等		—	—	—	1,239	1,248	6,829	
③減価償却費			—	—	484	507	3,576	
【事務分担量】（%）		—	—	—	15	15	110	
合計（①+②+③）		0	0	0	10,468	18,245	14,518	14,586
特定財源	国							
	都							
	その他							
一般財源		0	0	0	10,468	18,245	14,518	14,586
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	相談件数	—	—	—	36	29	15	15
	現場調査件数	—	—	—	28	27	15	15
	実績件数	—	—	—	12	21	10	11

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	現場調査	0	報償費	現場調査	0	報償費	現場調査	30
負担金補助等	補助金	16,490	負担金補助等	補助金	4,113	委託料	空家実態調査	9,056
						負担金補助等	補助金	5,500

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 危険な老朽空家住宅の除却（件）	12	21	10	11	22	
	②						
	③						

（問題点・課題 指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽空家住宅は、何年も放置され管理されていないものが多いため、年々危険度が増していく。老朽空家住宅の除却を促進させるため、まず建物所有者にこの制度を知ってもらい、利用を促す必要がある。区報やホームページ等で周知を図っているが、区外など近くに居住していない建物所有者の場合、周知方法に限界がある。 ・老朽空家住宅の敷地が借地の場合、除却を実施すると借地権が消滅してしまう。 ・老朽空家住宅の除却を実施すると、土地の固定資産税が上がる。 ・現状建物所有者が死亡し、法定相続人が不明な場合、区からアプローチできる手段がない。
	他区の実況 （実施 4 区 未実施 18 区 不明 0 区） 実施区 台東区、江東区、北区、足立区

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む 具体的な改善内容	平成26年度に実施した 改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	リーフレット、ホームページ、区報掲載等により事業の周知徹底のため、情報発信を行う。	情報発信により、事業を知った区民からの相談、申請があり、効果があった。	助成額の引下げもあったので、引き続きリーフレット、ホームページ、区報掲載などにより事業の情報を発信していく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
改善・見直し	推進	本事業は、毎年実績が上がっているが、不燃化特区内において、危険老朽木造建築物除却事業が創設され、本事業の対象建築物への対応が可能となったため、特区外でのみ本事業を実施する。

況議 （要 会 質 問 状）	OH23 二定 空地・空家等適正管理に関する条例の制定について
-------------------------------	---------------------------------

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	●	事務事業コード	10-02-18	戦略プラン	○協働	●業務	○財務	○人事
事務事業名	永久水利整備事業			部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課		課長名	小林
		担当者名	大沼		内線	2821		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-11-01		永久水利整備事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成		25年度		根拠			
終期設定	○有 ●無		年度		法令等			
実施基準	○法令基準内		○都基準内		●区独自基準		計画区分	
行政評価事業体系	分野	VI 安全安心都市						
	政策	11 防災・防犯のまちづくり						
	施策	02 防災基盤の整備						
目的	区内の約6割を占める木造住宅密集地域において、「災害でひとりの犠牲者も出さない安全安心の街づくり」を実現するため、地震等に伴う同時多発的かつ広範の火災の発生に迅速に対応し、延焼防止を図るため、災害時にも有効に機能する隅田川の河川水や地下水を活用した永久水利を整備する。							
対象者等	区民、防災区民組織、防災関係機関							
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・永久水利は、隅田川の河川水や地下水など枯渇することのない水源を確保するハード面の整備とともに、その水源を活用して、地域住民が中心となって行う消火・送水ネットワーク体制が構築するソフト面からなる、地域消火システムである。 ・まず枯渇しない水源を確保する方法として、 <ol style="list-style-type: none"> ① 約8キロメートルにわたって隅田川に接している地の利を生かした河川水 ② 隅田川から離れた地域では、安定した水量を確保することができる地下水（深井戸）を活用し、それを取水するための施設を整備する。 ・その水源を効果的に使用し初期消火活動につなげるため、複数の防災区民組織が連携し、各組織が持つ可搬消防ポンプなどを活用して、消防団員の指導のもと広域的に消火活動を行う送水ネットワークを構築する。 							
経過	<p>平成25年 2月 学識経験者、警察、消防等の関係機関、町会等で構成する荒川区永久整理整備活用推進協議会を設置</p> <p>平成26年 3月 区内第1号となる隅田川の河川水を活用した永久水利施設をあらかわ遊園に設置</p> <p>10月～ 地下水を活用した深井戸による永久水利施設を荒川公園に整備中（H27.7完成予定）</p> <p>その他（防災課による整備）</p> <p>平成26年11月 可搬ポンプにより河川水を取水する永久水利施設を尾久の原公園に設置</p>							
必要性	荒川区は地震に関する地域危険度（総合）4～5の地域を多く抱えていると共に、首都直下地震発生時における断水率が高いため、災害時にも有効に機能する水利を整備する必要がある。							
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 荒川公園永久水利施設等設計業務委託（日本上下水道設計（株））							

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	—	—	—	—	—	170,293
①決算額（27年度は見込み）	—	—	—	—	—	146,707	56,848	168,417
②人件費等	—	—	—	—	—	3,327	2,318	—
③減価償却費	—	—	—	—	—	1,352	975	—
【事務分担量】（%）	—	—	—	—	—	40	30	—
合計（①+②+③）	0	0	0	0	0	151,386	60,141	168,417
特定財源								
国								
都								
その他								
一般財源	0	0	0	0	0	151,386	60,141	168,417
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	永久水利の整備箇所	—	—	—	—	1	1	3

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
工事請負費	永久水利整備工事	128,469	委託料	設計業務委託	6,680	需用費	光熱水費	237
委託料	設計業務委託	18,239	工事請負費	永久水利整備工事	50,168	委託料	設計委託等	10,853
						工事請負費	永久水利整備工事	157,327

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 永久水利の整備箇所		1	2	5	7	候補地15カ所（基本計画より）
	②						
	③						

（問題点・課題分析）	今年度整備を持って区内全地区に永久水利施設が整備されたが、地域危険度が4・5であり、永久水利施設から離れた地域が多く残っているため、今後の整備について検討を要する。
	（実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	今後、永久水利施設が増加していくことから、維持管理体制について、関係各課での調整を進める。	あらかわ遊園の管理は一部委託によることとし、深井戸については引き続き検討を進める。	施設管理、運用等の役割分担について、関係各課での調整を進める。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
重点的に推進	重点的に推進	首都直下地震の切迫性から、災害に強い街づくりを実現するために必要不可欠な事業である。

況議 （要 旨） 問 状	H26・9月「今すぐやるべき防災対策について（都の責任で荒川区の深井戸整備を）」 H26・11月「日暮里のまちづくりについて（明治通り南側で危険度の高い地域に深井戸の整備）」
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-02-19	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	不燃化特区整備促進事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	小林
		担当者名	大沼・大内・岩本・松田	内線	2821
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-12-01	不燃化特区整備促進事業費			
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成	25年度	根拠	不燃化特区制度要綱、密集市街地における防災	
終期設定	●有 ○無	32年度	法令等	街区の整備の促進に関する法律	
実施基準	○法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準		計画区分	●計画	○非計画
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市		
	政策	11	防災・防犯のまちづくり		
	施策	11月3日	災害に強いまちづくりの推進		
目的	東京都の木密地域不燃化10年プロジェクトにおける不燃化特区に指定された「荒川二・四・七丁目地区」及び「町屋・尾久地区」において、密集事業における主要生活道路や公園等の整備等の推進に加え、地域の建物の不燃化等を重点的かつ集中的な取り組みを実施することで、木密地域の改善を一段と加速させ、燃えない・燃え広がらない災害に強い街づくりを推進する。				
対象者等	荒川二・四・七丁目地区及び町屋・尾久地区の老朽家屋で除却及び個別建替、共同建替等の建築主、主要生活道路の拡幅整備事業等に係る権利者又は沿道建替等の建築主				
内容	①避難経路の確保、消防活動の円滑化のため主要生活道路を幅員6mへの整備を推進する。 ②オープンスペース確保のため、公園等を整備し、防災活動拠点の形成を図る。 ③専門家が常駐する相談ステーションの設置や、地域に向いて行う住まいの相談会を開催するなど相談活動を強化し、地区内の建替を促進する。 ④共同建替等を行う建築主に対して、除却費、設計費、共同施設整備費等の一部を助成する。 ⑤建物除却に対する助成制度により、老朽木造建物の除却を促進する。 ⑥準耐火建築物以上の住宅に対する助成制度により、不燃化建替を促進する。 ⑦主要生活道路沿道にて建替を行う建築主に対して、除却費、設計費、外壁等の共同施設整備費の一部を助成する。 ⑧事業推進活動 防災まちづくり連絡会等の住民組織を育成・支援するとともに、地域のまちづくり意識を啓発して、災害に強い街への一層の転換を図ると共に、地区計画の策定を進める。				
経過	不燃化特区 ・荒川二・四・七丁目地区（48.5ha） 平成25年4月12日 先行実施地区整備プログラムの認定 平成25年4月26日 不燃化推進特定整備地区（不燃化特区）の指定 ・町屋・尾久地区（242.6ha） 平成26年4月1日 整備プログラム認定、不燃化推進特定整備地区（不燃化特区）の指定 密集事業 ・荒川二・四・七丁目地区（H27.3社会資本総合整備計画提出：現行整備期間～H31）48.5ha ・町屋・尾久地区（H27.3社会資本総合整備計画提出：現行整備期間～H31）242.6ha （平成27年4月 密集住宅市街地整備促進事業と統合）				
必要性	当地区は、狭あい道路や狭小敷地の木造建物が多く、災害時における地域危険度（「第7回地域危険度測定調査」：東京都）が概ね4～5と判定されている。そのため、密集事業や不燃化促進事業等を重層的に活用し、木密地域である本地域の防災性及び住環境の向上を図る必要がある。				
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） ○防災まちづくりの効果をあげるため、住民活動組織を育成・支援するとともに、地区住民への個別訪問その他の方法により防災意識の啓発と不燃化建築物への建替え誘導を行う。				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
予算額	—	—	—	—	48,428	701,349	730,349	
①決算額（27年度は見込み）	—	—	—	—	24,422	158,803	730,349	
②人件費等	—	—	—	—	17,708	24,301	—	
③減価償却費	—	—	—	—	8,078	10,728	—	
【事務分担量】（%）	—	—	—	—	239	330	—	
合計（①+②+③）	0	0	0	0	50,208	193,832	730,349	
特定財源								
国								
都								
その他								
一般財源	0	0	0	0	50,208	193,832	730,349	
実績の推移	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
老朽住宅寄付除却（特区制度）	—	—	—	—	0	8棟	22棟	
建替促進助成（特区制度）	—	—	—	—	0	8棟	170棟	
公園等の整備	2箇所	2箇所	0箇所	1箇所	2箇所	2箇所	3箇所	
優先整備路線の整備	2箇所	6箇所	5箇所	4箇所	6箇所	7箇所	20箇所	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	事業推進活動委託	24,413	需用費	消耗品購入等	127	報酬	非常勤職員報酬	5,143
役務費	ステーション電話	10	役務費	ステーション電話	1,422	共済費	非常勤職員共済費	720
			委託料	事業推進活動委託	125,972	報償費	コンサルタント派遣	1,040
			工事請負費	解体工事費	14,604	旅費	用地折衝等旅費	406
			負担金補助等	建設事業補助金	16,677	需用費	消耗品購入等	566
						役務費	土地鑑定料	2,694
						委託料	事業推進活動委託	191,145

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 不燃領域率（荒川二・四・七丁目）（%）	58.4	61.5	62.5	63.0	65.0	土地面積に対する耐火・準耐火建築、空地等の比率
	② 不燃領域率（町屋・尾久）（%）		58.3	58.7	60.0	62.0	土地面積に対する耐火・準耐火建築、空地等の比率
	③						

（問題点・課題 指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・建替えをしない理由として、資金不足や高齢による建替え意欲の低下が大きな要因となっている。 ・老朽建物の除却については、資金の問題、固定資産税等の増加、権利関係の輻輳等であり、除却費の支援、過大となる税負担へ対応、専門家のサポートなどが課題である。 ・一定の広さの用地取得だけでなく、防災上有効な空地としての活用が見込まれる小規模な用地も取得し、さらなるオープンスペースの確保を図っていくことが必要である。 ・不燃化特区の事業についての認知はまだまだ十分とはいえず、制度の趣旨や事業内容について周知・啓発のさらなる充実を図っていくことが必要である。
	他区の実況 （実施 17 区 未実施 5 区 不明 0 区） 52地区 約3,020ha

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	老朽木造建築物除却・建替えを促進させるため、各戸訪問や専門家派遣を実施し事業周知に努め、地区内の不燃建替えを推進する。	平成26年度から各戸訪問及び町会への出前説明会の実施や、建替え等の相談を行う住まいの相談会を開催することで一定の周知を図れた。	危険老朽空き家ゼロ作戦を実施するとともに、27年度も引き続き各戸訪問・出前説明会の開催に加え、住まいの相談会を拡充する。
②	優先整備路線等の拡幅整備を推進するため、積極的に用地測量をすると共に、用地の専門家を活用し取得交渉を進めていく。	用地測量を積極的に実施するとともに、用地取得交渉委託の実施により道路用地の取得の促進が一定程度図れた。	優先整備路線のうち、4つの路線を「重点整備路線」と位置付け、早期の整備を目指す。
③	公園、広場等のオープンスペースを確保し、防災活動拠点とするとともに、耐震性貯水槽など防災関連施設の拡充を進める。	広場等の拡張用地やグリーンスポット用地を積極的に取得・整備するとともに、耐震性貯水槽もあわせて整備した。	公園、広場等の隣接地を積極的に用地取得を行うとともに、小規模な用地を取得し、「防災スポット」として整備を進めていく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
重点的に推進	重点的に推進	木密地域の改善を一段と加速させるため、密集事業や不燃化促進事業とも連携し、本事業を重点的に推進する。

況 議 会 （ 要 旨 ） 問 状	H26・1定：不燃化十年プロジェクト地域の「旧耐震基準木造老朽家屋」の建て替え促進について H26・9月：不燃化特区整備プログラムの、平成32年度までの取り組みについて
---	---

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-02-20	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	都市計画道路用地取得	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	村山
		担当者名	笠原	内線	2851
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-07-01	都市計画道路用地取得事務費			
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業 ●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 22年度		根拠	東京都土地評価事務処理要領	
終期設定	●有 ○無 28年度		法令等	東京都の事業の施行に伴う損失補償基準等	
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画	
行政評価事業体系	分野	VI 安全安心都市			
	政策	12 利便性の高い都市基盤の整備			
	施策	02 都市計画道路の整備			
目的	都市計画道路用地の取得を円滑かつ正確に行うことを目的とし、土地鑑定評価や物件調査・算定等の委託等を行う。				
対象者等	都市計画道路用地の土地所有者・借地権者・借家人等				
内容	<p>【土地鑑定評価委託】 土地の評価額は荒川区財産価格審議会において決定されるが、その参考とするため不動産鑑定士に、土地鑑定評価を委託する。</p> <p>【物件調査算定委託】 用地の取得により生じる損失の調査及び補償額の算定を委託する。 なお、補償額については、荒川区損失補償調査委員会等により決定される。</p>				
経過	<p>【進行中の都市計画道路事業の経過】</p> <p>①都市計画道路321号線（事業期間平成10年度～平成27年度） 平成8年4月8日 都市計画決定 平成10年8月13日 第一期整備区間事業認可 平成14年10月15日 第二期整備区間事業認可</p> <p>②都市計画道路331号線（事業期間平成22年度～平成28年度） 平成14年8月8日 都市計画決定 平成22年5月10日 事業認可</p> <p>※平成27年4月1日本事業は経理課から防災街づくり推進課に移管。</p>				
必要性	街づくりの根幹を担う都市計画道路の整備は、地域の活性化、交通渋滞や事故の減少、経済効果、防災性の向上等に大きく寄与するものである。また、整備事業の中で用地取得は、重要な要素となっている。				
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 用地買収における折衝業務等は直営で実施。土地鑑定評価や物件調査・算定については専門業者に委託。				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
予算額	-	-	-	-	-	-	-	5,567
①決算額（27年度は見込み）	-	-	-	-	-	-	-	5,567
②人件費等	-	-	-	-	-	-	-	-
③減価償却費	-	-	-	-	-	-	-	-
【事務分担量】（%）	-	-	-	-	-	-	-	-
合計（①+②+③）	0	0	0	0	0	0	0	5,567
特定財源	国							
	都							
その他								
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	5,567
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	取得契約件数（件）	1	0	7	11	10	16	9
	取得面積（㎡）	217	0	308	274	462	659	488
	※27年度については見込みを含む							

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
						役務費	不動産鑑定	1,289
						委託料	物件調査・算定委託	4,278

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 都市計画道路331号線用地取得率（%）	15	27	45	48	60	公社取得面積/取得予定面積(3,762.09㎡)
	②						
	③						

（問題点・課題分析）	円滑な用地取得のためには、土地所有者等権利者の生活再建のサポートが必要不可欠であり、今後も重点的に行っていかなければならない。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	円滑に用地取得が進むよう、権利者の生活再建を重視し折衝を行う。	権利者の生活再建を重視し折衝を行い、円滑に用地取得から明け渡しまで行うことができた。	今後も円滑に用地取得が進むよう、権利者の生活再建を重視し折衝を行う。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
重点的に推進	重点的に推進	区の計画を踏まえ、取組みを強化し、推進する。

況（要旨）	議（要旨）	問（要旨）	状（要旨）
-------	-------	-------	-------

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-02-21	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	都市計画公園用地取得	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	村山
		担当者名	笠原	内線	2851
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）		01-05-01	都市計画公園用地取得事務費		
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業 ●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 19年度		根拠	東京都土地評価事務処理要領	
終期設定	●有 ○無 30年度		法令等	東京都の事業の施行に伴う損失補償基準 等	
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画	
行政評価事業体系	分野	IV	環境先進都市		
	政策	08	良好で快適な生活環境の形成		
	施策	01	緑とうるおい豊かな生活環境づくり		
目的	都市計画公園用地の取得を円滑かつ正確に行うことを目的とし、土地鑑定評価や物件調査・算定等の委託等を行う。				
対象者等	都市計画公園用地の土地所有者・借地権者・借家人等				
内容	<p>【土地鑑定評価委託】 土地の評価額は荒川区財産価格審議会において決定されるが、その参考とするため不動産鑑定士に、土地鑑定評価を委託する。</p> <p>【物件調査算定委託】 用地の取得により生じる損失の調査及び補償額の算定を委託する。 なお、補償額については、荒川区損失補償調査委員会等により決定される。</p>				
経過	<p>【進行中の都市計画公園事業の経過】 都市計画公園宮前公園（事業期間平成19年度～平成30年度） 昭和32年12月 都市計画決定 平成19年10月17日 事業認可 平成27年1月29日 事業計画変更認可</p>				
必要性	安心で快適な魅力ある街づくりにおいて都市計画公園の整備は必要不可欠なものである。また、整備事業の中で用地取得は重要な要素となっている。				
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 用地買収における折衝業務等は直営で実施。土地鑑定評価や物件調査・算定については専門業者に委託。				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		—	—	—	—	—	—
①決算額（27年度は見込み）		—	—	—	—	—	—	12,532
②人件費等		—	—	—	—	—	—	—
③減価償却費		—	—	—	—	—	—	—
【事務分担量】（%）		—	—	—	—	—	—	—
合計（①+②+③）		0	0	0	0	0	0	12,532
特定財源の推移	国							
	都							
	その他							
	一般財源	0	0	0	0	0	0	12,532
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	取得契約件数（件）	—	—	—	—	—	—	5
	取得面積（㎡）	—	—	—	—	—	—	2,664
	※27年度については見込みを含む							

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
						役務費	不動産鑑定	547
						委託料	物件調査・算定委託	11,985

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	都市計画公園宮前公園用地取得率（％）	-	-	-	100	100	公社取得面積/取得予定面積（2,664.7㎡）
②							
③							

問題点・課題 （指標分析）	円滑な用地取得のためには、土地所有者等権利者の生活再建のサポートが必要不可欠であり、今後も重点的に行っていかなければならない。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	—	—	平成27年度より具体的な用地取得に取り組むが、円滑に用地取得が進むよう、権利者の生活再建を重視し、折衝を行う。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
重点的に推進	重点的に推進	区の計画を踏まえ、取組みを強化し、推進する。

議会 （要旨） 質問状	
-------------------	--